

# 掲 示

## 2022年度第1学期日本学生支援機構 貸与奨学生募集（教養学部全科履修生）

1. 対 象 教養学部全科履修生（2022年度第1学期の面接授業を受講している、又は受講許可されている者。）  
なお、2022年第1学期に2年次又は3年次に編入学した者は、第二種奨学金のみ申請することができます（既修得単位が申請時では不明なため）。また、修業年限を超えている場合は申請できません。  
※今学期に第二種奨学金を申請せずに2022年度第2学期に第一種奨学金を申請する方法もあります。ただし、今学期に第二種奨学金を申請した場合には2022年度第2学期に第一種奨学金の申請はできません（奨学金の種類に問わず、同一年度の貸与は年1回のため）。  
※面接授業は、実際に受講していることが要件となりますので、登録のみで受講の実績がない場合は奨学金の貸与を受けることができませんのでご注意願います。

2. 資 格 人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学困難な者であり、以下の（1）、（2）をいずれも満たしている者。

### （1）学力基準

#### 【第一種奨学金のみ】又は【併用貸与】

##### ○1年次生

次の①又は②のいずれかひとつに該当すること。

①高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が3.2以上の者

②高等学校卒業程度認定試験合格者のうち、一定の成績水準を満たす者

##### ○2年次生以上

2年次生－1年次までに18単位以上、修得している者

3年次生－2年次までに36単位以上、修得している者

4年次生－3年次までに54単位以上、修得している者

※ただし、1年次生又は2年次生で上記の基準を満たさない場合であっても、家計支持者の住民税の「所得割額」が0円である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者は、学力基準を満たす者として取り扱う。

ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

#### 【第二種奨学金のみ】

次の①～④いずれかに該当すること。

①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。

②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。

③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。

### （2）家計基準

基準額は家族構成等により異なります。詳細は貸与奨学金案内（10ページ）を参照してください。

3. 奨学生の種類 第一種奨学金 …… 88,000円（無利子貸与）  
第二種奨学金 …… 2万円～12万円（1万円ごと）から選択（有利子貸与）  
※第一種及び第二種奨学金の併用貸与を希望することもできます。  
※奨学金は上記の金額が年に1回貸与されます。毎月貸与されるものではありません。

4. 申請書類

- (学習センター宛) (1) 2022年度日本学生支援機構貸与奨学金申込書(学部)  
(2) 奨学金申込時の確認事項(チェックを入れたもの)  
(3) 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書(奨学金案内の巻末)  
(4) 成績証明書(第一種のみ)  
○1年次生 高校の調査書又は大学入学資格検定合格成績証明書又は、  
高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書のいずれか  
○2～4年次生 不要  
(5) 第一種奨学金再貸与に係る申請書(該当者のみ)  
(6) 収入に関する証明書(コピー可、該当者のみ)  
・マイナンバーで確認できない生活保護受給資格者証及び雇用保険受給資格者証並びに長期療養者の証明書等  
・奨学金案内の27、28ページ「収入に関する証明書類の提出一覧」に記載の通り、2021年1月2日以降に就職・転職・開業等がある場合は「直近3か月以上の給与明細・帳簿等のコピー」が必要です。

5. 提出書類

(日本学生支援機構指定機関宛て)

- (1) マイナンバー提出用封筒

6. 書類受取

申請・提出書類は学習センターにてお受け取りください。  
(郵送を希望の場合は各自所属学習センターにお問合せください。)

一部書類はシステムWAKABA学内連絡にも掲示しています。

7. 提出先及び締切

所属学習センターの事務室へ2022年5月15日(日)までの開所時間内に提出すること。

※学習センターによっては締切が異なる場合がありますので、必ず所属センターにお問合せください。期限後の提出は一切認めません。

※放送大学では、インターネットによる申請は受け付けていません。

その後、学習センターより奨学金申込書の訂正箇所等の連絡があるので電話等で指示を受けた後にスカラネットに入力し、5月31日(火)までにマイナンバー提出用封筒を記載されている宛先に送付すること。

※期限までにマイナンバー提出書類の送付が確認できなかった場合は、推薦を行えませんので必ず期限内にご提出ください。

8. その他

・過去に大学の区分で第一種奨学金の貸与を受けた方が、同一区分で新たに第一種奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されることや申し込みができないことがあります。(貸与期間は48か月又は4回を上限としているので、残期間月数のみの貸与が受けられることとなります。)

ただし、同一学種での第一種奨学金の貸与について、過去における第一種奨学金の貸与期間にかかわらず、現在在学する課程の修業年限に達するまで第一種奨学金の貸与を受けることが可能です(1回/年度)。

対象者：以下の全てに該当する者

- (1) 2019年度以降に入学(編入学を含む。)した者  
(2) 過去において、大学の区分で第一種奨学金の貸与を受けた者

- (3) 現在在学する学校の修業年限の終期まで第一種奨学金を受けた場合の貸与期間と、  
(2) の貸与期間の通算が、現在在学する修業年限を超過する者
  - (4) 申込時に過去の機構の奨学金全てについて、延滞中又は返還誓約書が未提出でない者
- ・ 第二種奨学金についても第一種と同じく再貸与申請は現在在学する課程の修業年限に達するまで年度内で1回のみ可能です。この場合、第二種奨学金については、「再貸与に係る申請書」の提出は必要ありません。
  - ・ 過去に同一学校区分・同一の種別で再度申し込みした場合は、機構の規程により、これ以上奨学金を申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があることをご承知おきください。
  - ・ 奨学金申請についての年度の考え方は、4月入学は4月始期・3月終期、10月入学は、10月始期・9月終期として扱います。従って、申請できる時期は以下のようになります。
    - 4月入学者（いずれも修業年限内の場合）
      - 2021年度第2学期に貸与→2022年度第1学期は貸与可（同一年度ではない）
      - 2022年度第1学期に貸与→2022年度第2学期は貸与不可（同一年度）
    - 10月入学者（いずれも修業年限内の場合）
      - 2021年度第2学期に貸与→2022年度第1学期は貸与不可（同一年度）
      - 2022年度第1学期に貸与→2022年度第2学期は貸与可（同一年度ではない）
  - ・ 提出された申請書類の記載事項について、学習センター・本部担当係より電話で確認することがありますので、申請書類に記載する電話番号は、日中連絡が取れるものにしてください。
  - ・ マイナンバー提出書類は提出後に不採用となった場合でも返却は行いません。
  - ・ 上記以外は、日本学生支援機構「貸与奨学金案内（通信）」を参照してください。

**申請を希望する場合は、5月12日（木）までに事務室に申し出て下さい。**